

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和6年1月)

1. 開催日時 令和6年1月25日(木)
午後1時30分から午後2時7分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 17人
 会長 3番 真相 広也
 会長職務代理者 6番 山口 博史
 副会長 13番 近藤 清夫
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 2人(1番 大塚春幸 11番 原田正昭)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 12人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 5人(高野康寛 山口泰範 山尾雅泰 吉田 健 楮山富行)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第3 議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第4 報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について
 第5 報告事項(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

第6 報告事項(3)農地転用の制限の例外届について

第7 報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	尾西稔生
局長補佐	原田裕充
主査	森本佑治

8. 議事進行

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和6年1月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は1番 大塚委員、11番 原田委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員12名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

会 長 (会長挨拶)

議 長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、10番、川端委員、12番、藤川委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、
議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件
議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 3件
報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について
報告事項(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告事項(3)農地転用の制限の例外届について
報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議 長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。
なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに一括審議を行います。特段の意見

がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議長 それでは、議第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議長 まず最初に、議第1号1番、2番の交換による所有権移転、3番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番と2番はお互いの所有する農地を交換し所有権を移転する許可申請となります。

1番の申請地は鴨島町飯尾字殿原で、位置図については資料1です。地目は、台帳、現況共に畑、面積は2,053㎡です。

2番は鴨島町飯尾字立石の2筆で、位置図は資料2となり、台帳、現況共に田、合計面積は2,027㎡です。

交換により、自宅から近くなったり、農地への進入が安易になったりと利便性が高まるとのことから今回の申請に至ったそうです。

農地交換後は、1番申請地には露地野菜を、2番には果樹を作付けするとのことです。

続きまして3番でございます。位置図は資料2です。申請地は鴨島町飯尾字藤井谷東、地目は台帳、現況ともに畑、面積は3.3㎡です。申請地を含む2筆が筆界未定地となっており、これを解消するため、申請地をもう一方の土地の所有者である譲受人に売買により譲り渡すことで話がまとまったとのことです。

1番2番3番とも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。申請内容につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりでございます。

1番2番の案件につきましては今回双方で交換の話がまとまったようで、取得後も特に問題は生じないかと思われれます。

3番につきましては申請地の面積が3.3㎡、袋地であり、1筆の中に含まれた土地で筆界未定であったそうです。今回は袋地解消のための取得で、所得後の耕作等には何の影響も無いと思われれます。

以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第1号1番2番の交換による所有権移転、3番の売買による所有権移転

につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号1番から3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第1号1番から3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第1号4番及び5番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 4番、5番の申請地は、川島町学字北久保の連なった3筆の田で、位置図については、資料3です。全て囲繞地(いにようち)であり、第三者の土地を通らなければ進入できない袋地です。所有者2名は管理に困っており、隣接する農地の所有者である譲受人に相談したところ、売買で譲り渡す話がまとまったとのこと。これにより譲受人は全ての農地に所有する土地を通して進入可能となり、取得地では水稻を作付けする予定です。

4番、5番とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、大久保です。ただいま、事務局から説明があったとおりです。何も問題ないと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第1号4番及び5番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号4番及び5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第1号4番及び5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第1号6番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 6番でございます。7筆でございます。位置図については、資料4と資料5です。

申請地の所在は山川町東麦原と山川町丸山で、地目は台帳、現況とも田が4筆と畑が3筆、合計面積は6,771.92㎡です。譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、農業経験も無く、今後もある予定がないため、農地の処分を考えていました。譲渡人が知人に相談したところ、譲受人を紹介され今回の申請に至ったとのことです。譲受人はかねてより農業に興味があり、農地を探していたとのことで、農地取得後はブロッコリーや柚子を作付けする予定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

なお、本日欠席されております担当の大塚委員から連絡がありまして、この件につきまして、何ら問題はないとのことです。

議長 ただ今、事務局より説明がございました、議第1号6番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第1号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第1号6番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは、1番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案書3頁をご覧ください。1番でございます。位置図

については、資料6です。

申請地の所在は、川島町山田字平倉、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,754㎡でございます。農用地区分は、令和5年8月7日付けで農振除外された第2種農地でございます。

譲渡人は、相続により農地を取得しましたが管理に苦慮しており、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル279枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をQ.ENE S Tでんき株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金876万円を予定しています。

土地の造成については、草刈り後の転圧のみで、雑草管理として、防草シートを施工する予定です。また、周囲に1.2m高のフェンスを設置します。土地の境界には、既存の擁壁と土羽があるため、土砂等の流出はないものと考えます。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきま

しては、許可やむを得ないと思われま

す。ご審議の程よろしくお願

い致します。

議 長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、16番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

16番

16番、阿部です。ただいま、事務局から説明があったとおりでございますが、現地確認と当人とのお話によりま

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第2号1番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ござい

(質疑なしとの声)

議 長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号1番について許可することに、ご異議ござい

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、議第2号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長

続きまして、2番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めま

事務局

2番でございます。位置図については、資料7です。

申請地は、山川町堤外の2筆で、地目は、台帳、現況共に田、合計面積は1,103㎡でございます。農用地区分は、農用区域外農地の、第2種農地でございます。

この案件についても1番と同一の法人が農地を譲り受け、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地の所有者は農地の管理に苦慮しており、譲受人に、申請地を太陽光発電施設用地として譲り渡すことになりました。

計画概要は、太陽光パネル180枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をQ. E. N. E. S. Tでんき株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金866万円を予定しています。

土地の造成については、草刈り後の転圧のみで、雑草管理として、防草シートを施工する予定です。また、周囲に1.2m高のフェンスを設置します。土地の境界には、既存の擁壁等があるため、土砂等の流出はありません。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議 長

続きまして、担当委員であります、10番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番

10番、川端です。事務局から説明があったとおりで、この土地については、もう何年も耕作をしておらず、太陽光発電施設用地として売却するという話がついたそうです。何も問題ないと思

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第2号2番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきま

(質疑なしとの声)

議 長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、議第2号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長

続きまして、3番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

3番でございます。位置図については、資料8です。

申請地は、山川町季邦の3筆で、地目は、台帳、現況共に田、合計面積は1,805㎡でございます。農用地区分は、令和5年8月7日付けで農振除外された第2種農地でございます。

この案件についても1番2番と同一の法人が農地を譲り受け、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地の所有者は農地の管理に苦慮しており、後継者もおらず、譲受人に、申請地を太陽光発電施設用地として譲り渡すことになりました。

計画概要は、太陽光パネル270枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をQ. E N E S Tでんき株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金877万円を予定しています。

土地の造成については、草刈り後の転圧のみで、雑草管理として、防草シートを施工する予定です。また、周囲に1.2m高のフェンスを設置します。土地の境界には、既存の擁壁等があるため、土砂等の流出はないものと考えます。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきま

しては、許可やむを得ないと思われま

す。ご審議の程よろしくお願

い致します。

議 長

続きまして、担当委員であります、14番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番

14番、原です。申請地は、南側に居宅がありまして、北側は東西に走る道路に接しております。現在は雑草が生えて大変なので、周辺の人

も太陽光発電用地にした方が草も管理してもらえ迷惑をかけなくていいんじゃないかという話もありました。何も問題ないと思

いますので、ご審議の程、よろしくお願

い致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第2号3番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきま

して、委員の皆さん、ご質問、ご意見ござい

ませんか。

議 長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第2号3番について許可することに、ご異議ござい

ませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、議第2号3番につきま

しては許可することに決定いたしました。

次に、
報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について
報告事項(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告事項(3)農地転用の制限の例外届について
報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局

○報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について、をご報告致します。

議案書の4頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料9です。

取消届出地の所在は、川島町山田字中須賀、地目は、台帳、現況ともに田、面積は222㎡でございます。本件は、平成14年2月20日付けで農地法第5条の規定による許可を得ていましたが、令和5年12月14日に、取消願いが提出され、取消理由、転用計画の廃止により、許可の取消しを行ったものでございます。令和5年12月15日付けで、許可の取消に係る通知書を送付致しました。

○報告事項(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっております。

議案書の5頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料10です。

所在は、鴨島町上下島字野神ノ元、地目は、台帳、現況共に田、面積は646㎡でございます。転用後は、駐車場として利用することです。令和5年12月28日に届出が提出され、同日で受理、令和6年1月11日にその旨を通知しました。

○報告事項(3)農地転用の制限の例外届について、をご報告致します。

議案書の6頁をご覧ください。1番でございます。届出のあった土地の所在は川島町児島字正境で、位置図については、資料11です。こちらは、農地法第4条第1項第8号に基づく同法施行規則第29条第1項第1号による、農業用倉庫用地への転用届出でございます。転用面積は730㎡のうち192㎡です。令和6年1月10日付けで、これを受理致しました。

○報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の7頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、利用権設定の使用貸借権の合意解約が2件4筆でございます。

以上でございます。

議長

報告事項(1)から(4)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

特にございません。

15番 議長、発言よろしいでしょうか。

議長 どうぞ。

15番 先ほどの5条の案件ですが、申請時に周辺に迷惑をかけない旨の誓約書の提出はあるんですか。

事務局 万が一、何か周辺に迷惑をかけるようなことがあれば申請者の責任において対処致しますとの文言を申請書に書いてもらっています。

15番 3年ほど前にこの会社に同様の許可を出していて、その時に私が担当して説明もしたけれども、パネル設置後に雑草が2m位の高さまで伸びている。草を刈るよう連絡を入れてくれと事務局に頼んだこともあったと思うが、誓約もしてるんだったらその会社に草を刈るよう再度言ってもらいたい。世界がこんな時代になってる時ではあるけれど、手法もいろいろあるから、合法的には（太陽光発電施設等への農地転用を）認めていってるのはかまわないと思うけど、今一番思ってるのは日本の食糧安全を守るってことで、戦争になったりした時に食糧が足りなくなるんで、農地の確保っていうのは我々は大事にしないとあかん。優良農地は特に。いま農業をやっている人が周辺の転用（後の雑草）のために作物を作るにも、作業用軽トラで走るのにも邪魔になっており、誓約書まで書いているのに、草を刈ってくれとパワコンの検査に来た人に直接言った時は上司には言うておくが、所有者が変わっていると言われた。所有者はその土地を利用して収益を上げることができし立入禁止にもできる。ところが、それには義務として保守管理が必要になってくる。管理ができてないということは、施設を作ったひとの落ち度となると思う。そういうことで我々の許可を通した後も、やっぱり農家の人や近隣の人が（雑草について）言ってきたなら、それは対処として事務局の方から買い手とか転用した人に話をしたい。そして、住みよい街づくり、住みよい村、住みよい農村を作っていくためには、そういう農家でない人が来て施設を作るなら、周辺に迷惑をかけないようにするのは当然のことなんで。今後のこともあるんで、許可書を取りに来た時に業者に雑草管理のことを話してもらえますか。行政書士を通しての申請手続きなんだろうけど、申請書に記載してあるとおりに雑草管理を実施してもらうように言っていただきたい。以上です。

議長 それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉会 (終了時刻 午後2時7分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記